

受託単価規程

株式会社ジェイアール東日本企画

2024年7月11日制定適用

第1条 (目的)

官公庁・行政機関等からの受託事業における人件費単価について、職務区分に応じて以下の通り基準日額および基準時間単価を以って定める。

第2条 (受託単価算出)

責任者および担当者の受託単価の算出を以下の通りとする。

受託単価基準 (単位：円、税抜き)

職務区分	基準日額	基準時間単価	職務内容
役員以上	133,000	19,000	全ての業務を管理・監督し、最終的な責任を負う者。
局長(担当局長)	126,000	18,000	業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。また、業務の計画及び実施を担当、職員を指揮、指導し、事業全般に対しての責任を持つ者。
次長	119,000	17,000	局長職の包括的指示のもとに業務の個別計画を策定し、実施する者。指導職、一般職等を指揮、指導して業務を実施する者。
部長(担当部長)	108,500	15,500	
部長代理	101,500	14,500	次長・部長職の指示のもとに業務を実施する者。また、一般職等を指揮、指導して業務を実施する者。
一般 A	94,500	13,500	指導職の指示のもとに業務を実施する者。
一般 B	77,000	11,000	
一般 C	63,000	9,000	

※上記は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度などによって増減する場合がある。

※基準日額の稼働時間は7時間を想定するものとする。

※移動時間についても、稼働時間を含むこととする。

以上